

香川県条例第1号

香川県議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

香川県議会政務活動費交付条例（平成13年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第8条 議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第8条 議員は、年度における政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に当該収支報告書に記載された政務活動費による支出（<u>1件当たりの金額が1万円を超えるものに限る。</u>）に係る領収書その他の支出証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添えて、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用する。